

養護老人ホーム千歳園
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広島県同胞援護財団が開設する養護老人ホーム千歳園（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要支援状態になった場合でも、当該事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- 2 事業所は、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 養護老人ホーム千歳園
- (2) 所在地 広島市西区山田新町二丁目7番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（特別養護老人ホーム千歳園と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤1名
生活相談員は、入居者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、その他の機関との連携を図る。
- (3) 計画作成担当者 常勤1名（養護老人ホーム千歳園と兼務）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、介護予防特定施設サービス計画を作成する。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、入居者の日常生活上の安否確認、援助業務を行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員は、50名とする。

2 事業所の居室数は、35室とする。

(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設の従業者により、介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否確認、利用者の生活相談等を提供し、受託居宅サービス事業者により、介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用、入居者が負担することが適当と認められる費用（オムツ代等）については、実費を徴収することとする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地)

第8条 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護

名称：訪問介護事業所 千歳園

所在地：広島市西区山田新町二丁目7番2号

(2) 指定訪問看護

名称：ハローナース西広島

所在地：広島市西区田方二丁目16番45号

(3) 指定通所介護

名 称：IGLデイサービス美鈴が丘

所在地：広島市佐伯区美鈴が丘東四丁目14番1号

名 称：ひろき苑デイサービスセンター広島西

所在地：広島市西区山田新町一丁目23番22号

(4) 指定訪問リハビリテーション

名 称：医療法人社団 朋和会

所在地：広島市佐伯区三宅六丁目265番地

(5) 指定福祉用具貸与

名 称：ライフケア広島

所在地：広島市西区商工センター四丁目15番17号

名 称：株式会社カワムラ シンプルケア

所在地：広島市東区曙三丁目3番19号

(6) 指定通所リハビリテーション

名 称：西広島 幸楽苑

所在地：広島市西区田方二丁目16番45号

(入居者が他の居室に移る場合の条件及び手続)

第9条 適切な外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を提供するために必要があると認められる次の場合、入居者が他の居室に移ることとする。

- (1) 主治医等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
 - (2) その他入居者の心身の状況により、居室を変更する必要があると判断した場合
- 2 利用者が他の居室に移る場合は、あらかじめ利用者又は家族に対して説明した上で、他の居室に移ることに同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 入居者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のため他の入居者の自由を侵害したり、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (2) ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等で他の入居者に迷惑をかけること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品等に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置

を講ずるとともに、管理者に報告する。

なお、詳細は「緊急時における対応方針」に定めるものとする。

(身体拘束廃止取組み内容)

第12条 利用者本人又は他利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たす状態）の場合には、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を記載した処遇改善計画を作成し、適正な手続きにより行う。なお、作成した文書は5年間の保存とする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(虐待の防止対策)

第13条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所は、サービスの提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画等の防災計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ入居者の同意を得る。

(苦情の処理)

第17条 事業所は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。入居者の権利を擁護するとともに、入居者の満足度の向上を図りサービスを適切に利用できるように支援する。

- 2 提供するサービスに関して、介護保険法第23条の規定により保険者からの文書の提出・提示の求め、質問、紹介に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して保険者が行う調査に協力する。又、保険者からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性の事態が生じた場合に、当該事実が

報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
 - 4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(事業継続計画の策定等)

- 第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設介護予防入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第20条 事業所は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) その他の研修
 - 2 事業所は、適切な外部サービス利用型介護予防特定施設入居者介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は、介護予防特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な記録を整備するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人広島県同胞援護財団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、

2006年	4月	1日	から施行する。
2008年	4月	1日	一部改正する。
2009年	4月	1日	一部改正する。
2009年	9月	1日	一部改正する。
2009年	10月	1日	一部改正する。
2010年	8月	1日	一部改正する。
2010年	9月	1日	一部改正する。
2011年	4月	1日	一部改正する。
2011年	12月	1日	一部改正する。
2012年	4月	1日	一部改正する。
2012年	6月	1日	一部改正する。
2012年	7月	1日	一部改正する。
2013年	4月	1日	一部改正する。
2014年	3月	1日	一部改正する。
2016年	4月	1日	一部改正する。
2017年	4月	1日	一部改正する。
2017年	11月	1日	一部改正する。
2018年	4月	1日	一部改正する。
2019年	4月	1日	一部改正する。
2019年	11月	1日	一部改正する。
2020年	4月	1日	一部改正する。
2022年	4月	1日	一部改正する。
2024年	4月	1日	一部改正する。
2024年	12月	1日	一部改正する。